

(設置)

第 1 条 社会情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、田川市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、田川市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 委員会は、行政改革大綱の推進状況の報告を受け、その推進について必要な助言等を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、30 人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者、市議会議員及び市職員のうちから市長が任命する。

(会長)

第 4 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 5 日条例第 4 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日条例第 15 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 10 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 13 日条例第 12 号）

この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。